

総務常任委員会

(平成25年 4 月30日 ・ その 1)

早川新平委員長

おはようございます。

ただいまより総務常任委員会を始めさせていただきます。

議案第41号 四日市市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

早川新平委員長

議案第41号四日市市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について、理事者のほうから説明をお願いいたします。

吉川危機管理監

おはようございます。危機管理監の吉川でございます。

ご審議賜ります議案第41号四日市市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、これにつきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴いまして、新型インフルエンザ等の対策に伴う緊急事態派遣手当の支給に関して必要な事項を定めようとするものでございます。よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。担当課長から説明をさせます。

坂口危機管理室長

おはようございます。危機管理室の坂口でございます。

それでは、総務常任委員会資料に基づきまして、議案第41号四日市市災害派遣手当等支給に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目の改正の背景につきましては、先ほど危機管理監のほうから述べさせていただいたとおりでございます。

本手当につきましては、災害対策基本法、国民保護法、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、本市が要請し、派遣された職員に対しまして派遣手当を支給されるもので、その手当の額等についての変更はございません。新型インフルエンザ等特別措置法に基づくところの手当を現在の派遣手当支給条例の中に追加するというところでございます。

その下段の四角に囲んだところに、根拠法令について資料としてつけさせていただいております。

第1点目が新しく施行されます新型インフルエンザ等対策特別措置法でございます、この中の身分取り扱いということで第44条のほうに、派遣手当については、災害対策基本法に準用するということがうたわれておるところでございます。

中段の災害対策基本法第32条、身分の取り扱いでございますが、災害対策、または災害のために派遣された職員に対し、政令で定めるところにより災害派遣手当を支給するということがうたわれておりまして、施行令につきましては、下段に記載させていただきました第19条のほうに記載されたとおり、総務大臣が定める基準に従って当該都道府県または市町村の条例に基づいて額を支給するものとするということがうたわれております。

最下段の国民保護法につきましては、新型インフルエンザと同様に災害対策基本法を準用するというようなことがうたわれておるわけでございます。

先ほども言いましたけれども、本件については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく手当が現在ある条例に追加しようとするものでして、その他の事項についての変更は全くないという状況でございます。

以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら発言をお願いいたします。

野呂泰治委員

手当の金額ですけれども、30日以内、それから30日を超え60日以内、それと60日を超える期間ということで、いろいろ金額がありますが、長くなるほど金額が低くなる理由は何か決め方というか、そんなのがあるんですか。それだけちょっと教えてください。

坂口危機管理室長

この金額につきましては、国家公務員等の出張等の旅費日当を基準として制定されておるということで、それに準じて市町村のほうでの条例で決めさせていただいておるということでございます。

中川雅晶委員

確認ですが、これは100%交付税で処置されるんですかね、国から。

坂口危機管理室長

本件については、災害対策基本法に基づくところの交付税対象になるということでございます。

中川雅晶委員

100%ですか。

坂口危機管理室長

収入財源等によってパーセンテージが多少変わってきます。80%以上、90%以上というように変わってきます。

中川雅晶委員

後ほどで結構ですので、また資料の提示をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

早川新平委員長

資料請求がございましたが、準備はできますか。

坂口危機管理室長

早急に調べさせていただきまして、回答させていただきたいと考えております。

早川新平委員長

はい、お願いいたします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第41号四日市市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第41号 四日市市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

理事者の皆さん、ありがとうございました。

委員の皆様にお伝えをさせていただきます。本日は閉会議会終了後に所管事務調査がございますので、ご出席のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。お疲れさまでした。

10：24 閉議